

羽曳野市立学校園
人権教育基本方針
人権教育推進プラン

令和3年（2021年）2月改訂

羽曳野市教育委員会

羽曳野市立学校園 人権教育基本方針

国連は、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利を承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」との認識のもと、1948年に世界人権宣言を採択して以降、あらゆる差別や人権侵害を全世界からなくすため、国際人権規約をはじめ子どもの権利条約等、人権に関する多くの条約を採択し、人権が尊重される社会の実現に取り組んできました。

2015年には「SDGs(持続可能な開発目標・2030アジェンダ)」が採択されました。人類、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言および目標が掲げられ、この前文において「すべての人々の人権を実現する」ことが明言されています。全世界がつながり、2030年をめざして、貧困や飢餓、平和的社会など持続可能な開発のための目標を達成すべく力を尽くさなければなりません。しかしながら世界の現実は厳しく、武力紛争、難民問題、人種主義や経済格差の増大による貧困問題や教育を受ける権利の侵害など、根深い課題も山積しています。

人権教育に関わっては、2005年に開始した「人権教育のための世界プログラム」が第4段階に入り、重点対象を「若者」として、特に平等、人権と非差別、包摂と多様性の尊重に力点を置くこととしています。2011年には「人権教育・人権研修に関する宣言」が採択され、人権教育と研修はあらゆる年齢の人々に関わる生涯にわたるプロセスであるとされています。国家は人権教育と研修に関して効果的な実施とフォローアップを確保することが求められています。

日本では平成20年の「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次取りまとめ]」などがこれら国際社会の動きによって作成されました。この中では学校教育における人権教育の目標として、子どもが発達段階に応じて人権の意義・内容等について理解する、自分の大切さとともに他の人の大切さを認める、それが具体的な態度や行動に表れるようにするとあります。また、学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進が求められています。

国内では人権教育を推進するための動きが活発になっています。

推進の法的根拠となる平成12年「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」をはじめ、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」及び「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」のいわゆる人権三法、令和元年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、近年LGBTQに関する法的措置も各自治体を中心に広がりをみせています。

大阪府では平成 30 年に大阪府人権教育基本方針及び人権教育推進プランが改訂され、令和元年には「大阪府人権尊重の社会づくり条例」が改正されています。

すべての人々の尊厳が守られ、基本的人権が尊重されることは、民主的な社会の基盤をなすものであり、様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは私たち及び国際的な責務でもあります。すべての人々が、自ら積極的に考え、行動することが、こうした人権が尊重される社会をつくるために必要です。

羽曳野市教育委員会は以上の観点に立って、国際人権規約及び子どもの権利条約、日本国憲法及び教育基本法、大阪府人権尊重の社会づくり条例改正、大阪府人権教育基本方針等改訂の精神にのっとり、さらに平和で安全な社会生活をあらゆる人々が送ることができるように、教育分野において人権教育を推進するための基本方針を次のとおり改訂します。

1. 誰もが安心して生きることができる、人権が尊重された社会を主体的につくることができる人間の育成をめざします。
2. すべての子どもたちに、自分らしい生き方ができるような進路保障に取り組みます。
3. 自分の問題ととらえ、自らの生き方と重ねられる人権課題学習をすべての学校園で取り組みます。
4. 子どものくらしに深く学び、その思いに寄りそえる人権教育実践を推進します。
5. 差別をなくす社会の実現にむけて、さらなる人権教育を創造できる人権研修を実施します。

本基本方針の実施にあたっては、教育の主体性を保ち、学校教育と社会教育の連携を図り、関係諸機関および諸団体と役割を分担しつつ一層連携して推進します。

※本方針及び推進プランにおいて、「学校園」には、幼稚園・認定こども園・小学校・中学校及び義務教育学校を含んでいます。

羽曳野市立学校園 人権教育推進プラン

I 基本的推進方向

羽曳野市は平成元年「人権擁護都市宣言」において、真に自由で差別のない社会の確立をめざしてたゆまぬ努力をおこなうことを宣言し、人権が尊重されるまちづくりのための施策を推進してきました。しかしながら、今なお差別の実態があり、いまだ多くの人が安心して生きることができない課題が残っています。人権教育に関する個別的課題としては部落問題、障がい者、在日外国人、性的マイノリティ、ジェンダー、子ども、高齢者、アイヌの人々——そしてインターネット上における差別・人権侵害行為など、近年さらに多様化・深刻化しています。社会の変化とともに、課題は様々な形で新たに発生する可能性があるとの認識の上で、組織的に対応していくことが重要です。

羽曳野市立学校園においてはあらゆる差別・人権侵害行為を許さない考えのもと、部落問題をはじめとしたこれら人権諸課題の解決に向けた取組みを進めます。

また、厳しい背景の中でも安心して教育を受け、自分の生き方に誇りを持ち、明るい未来をともに築くことができるように人権教育を推進します。

II 人権教育推進の基本的な視点（人権教育推進の重点課題）

1. 誰もが安心して生きることができる、人権が尊重された社会を主体的につくることができる人間の育成をめざします。 【学級集団づくりを基盤とする】

誰もが安心して生きることができる社会をつくるためには、子どもたちどうしが義務教育課程を修了した後もつながり続けることが重要です。「つながり続ける」とは、卒業後も常に行動をともにするというものではありません。くらしの中にある思いを仲間と重ね合わせる経験等を通して、自分が生まれ育った地域・羽曳野市を誇りに感じ、つながりを大切にして、自分の生活や生き方に返し続けていく、考え続けていくということです。

ともに生きてきた仲間、未来に出会う人々とも思いを重ね、ともに行動できる関係を築き上げることで、人権が尊重された社会を主体的につくることができると考えます。羽曳野市立学校園においては学級集団づくりを基盤として、その力をつけるため、子どもたち

どうしが互いに思いを出し合いともに成長できる機会を多く設定するなど、工夫を加えた指導を大切にします。

2. すべての子どもたちに、自分らしい生き方ができるような進路保障・キャリア教育に取り組みます。 【くらし・思いに着目し、表現できる場をつくる】

子どもたちの中には、くらしや背景から厳しい立場にある子どもがいます。そのような子どもたちを中心に集団づくりや学力保障を進めるとともに、自分らしい生き方につながる進路保障・キャリア教育を重視します。そのためには、進学や就職などだけではなく、子どもたち自身が仲間とくらしの中にある思いを受けとめあい、一人ひとりの人権が尊重された社会をつくろうとする実践を積み重ねなければなりません。

就学前からの子どもや保護者の思いを、校種を越えて教職員で理解し受けとめつつ、とりわけ弱い立場に置かれている子どもなど誰ひとり取り残さない進路保障に取り組みます。また、互いの進路を考え認め合いながらともに未来を切り拓く態度と力の育成をめざし、自分の気持ち・思いや本音をつづる機会を定期的に設定し、語り合うことで共有するなど、学びからふりかえって自らを成長させるキャリア教育実践を進めます。

3. 自分の問題ととらえ、自らの生き方と重ねられる人権課題学習をすべての学校園で取り組みます。 【どの学年でも「自分ごと」をめざして取り組む】

個別課題として部落問題、障がい者、在日外国人、性的マイノリティ、ジェンダー、子ども、高齢者、アイヌの人々の人権など、学習すべき各人権課題についてバランスよく学ぶことをめざします。とりわけ、羽曳野市立学校園で継承・発展させてきた部落問題学習については、すべての学校園において取り組みます。

部落問題学習は、「差別しない、傍観者にもならない」態度や行動がとれることや、自分や仲間のくらしをていねいに見つめ、すべての人たちが自分の生き方を自ら選ぶことができる公正な社会を創造することをめざしています。この学習を通して、社会に存在する不条理や矛盾に気づき、それらを変えていくことができる行動力を育んでいかなければなりません。

部落問題等に関する知識の習得や体験活動、表現活動だけに終わらず「自分ごと」としてとらえ、何ができるのかを考える学習を進めます。子どもがくらしを見つめ重ね合わせ、仲間の痛みをわかろうとする実践等をつくり、差別をなくす展望がもてる学習を進めます。

4. 子どものくらしに深く学び、その思いに寄りそえる人権教育実践を推進します。

【家庭訪問等を子ども理解の基本に、事象報告を見直しの契機に】

表層的に映る子どもの荒れや課題を、子どもや保護者の責任という一面だけでなく、社会の課題としてもとらえる視点が重要です。子どものくらしを深く見つめること、さらには保護者とつながることで、その子どもの今と将来にわたる課題の背景や要因が見えてきます。また、どのような背景のある子どもたちも安心して教育を受けられるためには、子どもたちがつながり、認め合うことができるような環境づくりが何より大切です。

羽曳野市立学校園の人権教育において大切にしたいことは、知識理解だけを深めようとするのではなく、子どもや保護者とともに考え、寄りそうことです。家庭訪問や個人面談等の直接的対話を重要なものととらえ、そのような考え方に拠って人権教育実践を推進します。

同時に、学校園内において差別等の人権侵害事象が生起することは、常に想定しておく必要があります。被害者によりそいつつ、差別言動等の背景を分析し、その差別性のとらえを基盤に聞き取り及び指導することが不可欠です。当該の子どものみならず学校園全体の課題としてとらえ、各取組みが形骸化していないか、教育活動全体を見直す好機とせねばなりません。

5. 差別をなくす社会の実現にむけて、さらなる人権教育を創造できる人権研修を実施します。 【当事者との出会いから学ぶ、研究団体と連携する】

指導者である教職員は「学び続ける」ことを大切にし、自らの人権意識の向上に努めることで、あたたかく豊かな人間関係の職員室や教室をめざすなど、人権が尊重された学校園づくりを推進します。

そのために、当事者との出会いから直接学ぶ研修を定期的の実施し、各教科等の指導においても人権教育の視点で研究授業（指導案検討・研究討議）を行うなど、めざす子ども像を具体的に意識し、学校園全体で共有します。

さらなる人権教育を創造するため、各研究団体と連携することで、諸課題に関して実践的な研究を深め成果の普及に努めます。また、教職員が自らの実践の確かさを検証するための機会をつくります。子どもの具体的な姿から深く学ぶ実践交流会を実施し、討議することが重要です。自己や他の実践から教職員が自らをふりかえり、明日からの具体的な実践につなげられるようにします。そこで明らかになった成果と課題、人権教育のあり方を議論し、ふりかえり、さらなる人権教育を創造し続けることができるように推進していきます。

Ⅲ 人権教育を推進するにあたって

人権尊重の精神を教職員全員で共有するためには、すべての教育活動が人権を尊重したものとして行われなければなりません。さまざまな人権課題を解決し、人権が尊重された社会をつくるためには、あらゆる人々が人権及び人権問題について正しく理解することやすべての人々に教育を受ける権利が保障されていることが必要です。

また、これまで「一斉会議日」を軸に中学校区ですすめてきた一貫教育（保幼小中連携等）においても、人権教育を各会議や研修・交流、各推進プロジェクト等のベースとすることが必要です。

羽曳野市立学校園においては以上の理解のもと、本推進プランを根拠として、年度ごとに人権教育推進計画を作成し全学年で実施します。市教育委員会はこれらを把握し、必要に応じて指導助言します。なお、学校園が推進計画を実施するに際して、市教育委員会は毎年度の推進具体化ポイントを「羽曳野市において人権教育を推進するにあたって」において示し、各重点指標によって各学校園の推進状況を把握・検証し、見直しを図るよう指導助言します。

以上のように、羽曳野市は差別の現実から深く学び、あらゆる人々を差別や不条理から守るとともに、人権が尊重された社会を実現するための教育の推進に努めます。